

下呂市告示第 219 号

## 市道の区域決定に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、市道の区域を次のように決定する。

その関係図面は令和 2 年 12 月 3 日から 2 週間、別表の個所において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 12 月 3 日

下呂市長 山 内 登

別表

縦 覧 個 所	閲 覧 時 間	備 考
下呂総合庁舎内 建設部 建設総務課	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 但し、土日祭日除く	

記

	路 線 名	幅 員	延 長	備 考
1	和川 83 号線	5.0m	195.0m	
2	宝線	5.0m	422.5m	



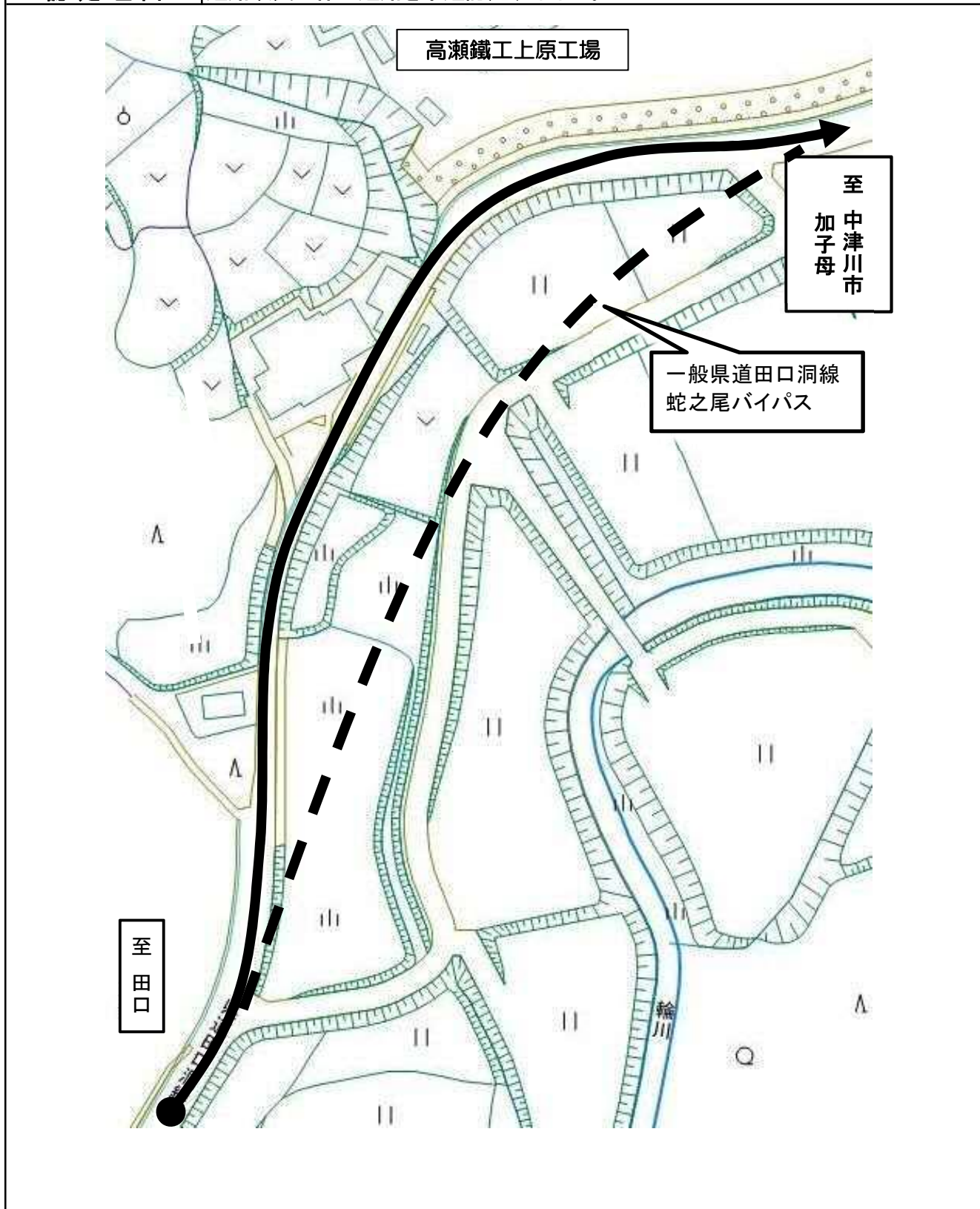
区域決定

起点側



終点側

路線名	和川83号線	幅員	5.0m
起点	下呂市蛇之尾字丸尾山847番3地先から	延長	195.0m
終点	下呂市蛇之尾字枝ヶ洞962番8地先まで		
認定理由	道路改良に伴い道路を市道認定するもの。		



# 区域決定

起点側 ●————→ 終点側

路線名	宝線	幅員	5.0m
起点	下呂市馬瀬黒石字下モ垣内241番4地先から	延長	422.5m
終点	下呂市馬瀬黒石字タカラ1278番4地先まで		
認定理由	道路改良に伴い道路を市道認定するもの。		

